

## 契約期間等(法第 14 条、附則第 137 条)

- (1) 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年(次の①、②のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年)を超える期間について締結してはならない。
  - ① 専門的な知識、技術又は経験(以下「専門的知識等」という。)であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。)との間に締結される労働契約
  - ② 満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約(①に掲げる労働契約を除く。)
- (2) 厚生労働大臣は、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため、使用者が講ずべき労働契約の期間の満了に係る通知に関する事項その他必要な事項についての基準を定めることができる。
- (3) 行政官庁は、(2)の基準に関し、期間の定めのある労働契約を締結する使用者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。
- (4) 期間の定めのある労働契約(一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が1年を超えるものに限る。)を締結した労働者((1)①、②に規定する労働者を除く。)は、暫くの間、民法第628条の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

1. 定年制の定めのある契約は、定年に達するまでの間の労働者の解約の自由を制限したものでなく、期間の定めのある契約とはいえないため本条違反とはならない。
2. 本条は、長期労働契約による人身拘束の弊害を排除するため、契約期間の最長限度を定めたものである。
3. 「3年を超える契約」については、本条(1)①、②に該当しない契約で、3年を超える契約期間を定めた場合は、その行為自体が法違反となり処罰されるとともに、「3年」の契約期間を定めたものとみなされる。また、本条(1)①、②に該当する契約について5年を超える契約期間を定めた場合は、「5年」の契約期間を定めたものとみなされる。
4. 本条(1)①、②のいずれの場合も、契約更新時においても5年以内の契約更新を定めた労働契約を締結することが可能である。
5. 本条(1)①に規定する専門的知識等であって高度のものとは、次の(1)から(6)のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。
  - (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。)を有する者
  - (2) 次に掲げるいずれかの資格を有する者
    - ① 公認会計士 ② 医師 ③ 歯科医師 ④ 獣医師 ⑤ 弁護士
    - ⑥ 一級建築士 ⑦ 税理士 ⑧ 薬剤師 ⑨ 社会保険労務士
    - ⑩ 不動産鑑定士 ⑪ 技術士 ⑫ 弁理士 等